

2026年度

運輸安全マネジメントに関する取組み

1. 安全方針

- (1) 安全を最優先すること
- (2) 法令を遵守すること
- (3) 安全を維持、向上すること

防災安全方針

防災は、

- ・ 生命の安全確保
- ・ 備えと二次災害の防止
- ・ 事業の継続を図ること

2. 輸送の安全に関する目標及び事故統計

(1) 2025年度の安全輸送計画目標結果

	事故発生件数目標	実績（貸切）	実績（特定）
加害事故件数	10件以内	2件	8件
（内）加害人身事故	0件	0件	1件
		10件	

2025年度事故種別

事故種別	貸切	特定
物損	2件	8件
人身	0件	(人身物件1件)

自動車事故報告規則第二条に規定する事故：特定1件（車両故障）

(2) 2026年度の安全輸送計画目標

事故発生件数目標	
加害事故件数	9件以内
人身事故	0件

3. 2026年度 重点項目

- 〈社 内〉
1. バックカメラ確認一旦停止
 2. バスの動向を予測した安全確認
- 〈グループ共通〉
1. 人身事故防止
- 〈営業所別〉
- 横須賀営業所
1. 入庫時、後退での進入は直進で
 2. 車両の動向を予測した防衛運転
- 横浜 営業所
1. 後退時、一旦停止で安全確認
 2. 右左折時の、安全確認の徹底

4. 2026年度 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の向上を図る
- (2) グループ会社との情報共有を行い、安全風土の醸成に努める
- (3) 輸送の安全に係る計画及び実施、記録の保存を確実にする
- (4) 事故映像およびヒヤリハット映像を有効活用し、事故の未然防止を図る
- (5) 国土交通省、バス協会、関係団体等の情報を取得し、事故防止を推進する
- (6) 重点項目に起因する事故に基準を設け、指導徹底を図る
- (7) 後退時でのバックカメラは一旦停止してから確認する等を再徹底し事故を防止する
- (8) ハンドル操作によるバスの動向を予知・予測をした周囲の安全確認を徹底する
- (9) 乗務員の健康状態を確実に把握し、健康起因等による事故を防止するため、厳正な点呼（疾病・疲労感・睡眠不足・飲酒・薬の服用の確認）を実施する
- (10) 常に危機感を持ち、危険予知・予測運転の向上に努め、潜んでいる危険を安全に対処できるように指導する
- (11) 防災を想定した連絡体制・指示系統、安否確認などの防災時の対応を指導する

2025年度 実施した各会議体



事務所会議



営業所長連絡会議



春季事故防止大会



秋季事故防止大会



冬季事故防止懇談会



5. 2026年度 安全に関する教育・研修計画

- (1) グループ会社等で主催する研修等は積極的に参加する
- (2) 参加体験型及び通信方式等の講習に積極的に参加する
- (3) 各安全マネジメント研修等を受講

1) 【新人運転者】

- 過去に旅客自動車運転士として、選任の有無にかかわらず、有効的な新人運転士教育プログラムに基づく机上及び実技教習を経て、乗客に対し安全を最優先した運転が旅客自動車運転士の使命であることを指導する

- (1) 貸切初任運転者教育
運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う
- (2) 特定初任運転者教育
運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う。但し、安全運転の実技に関しては貸切初任運転者教育と同等時間で行う
- (3) 準初任運転者教育
運輸規則に基づき指導する
- (4) 運転経験（旅客自動車含む）の無い者の教育には規程運転時間で終わらせず、教育担当及び統括運行管理者が終了の判断まで運転技能教育を実施する

2) 【運転士】

- 国土交通省が定める「事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を基本とした年間教育計画を作成し、指導教育を実施する
 - 管理者による添乗指導を実施することで、運転の指摘事項等を明らかにし、運転者に自身の運転に改善が必要であることを理解させる
- (1) 長期非乗務運転者に対し、乗務を始めよとする前に管理者による運転技能確認を行い、非乗務期間1年以上の者には準初任運転者教育を実施する
 - (2) 新たな車両を運転する場合は、以前より車長が長いなど、車両構造上の違いや運転支援装置などの操作方法は管理者の指導にて運転技能講習を行ってから運転をする
 - (3) 適正診断（初任・適齢・特定）受診の完全徹底、一般診断は3年に1回受診する
 - (4) 貸切適齢運転者は2年に一回、適齢診断を受診する
 - (5) 健康管理の重要性を理解し、管理者は疾病者が医師の診断を受けた後、運転者とヒヤリングを行い、医師からの意見や指示等を守っているか確認をする

3) 【所 内】

- (1) 年間教育計画に基づき、現業で「安全推進懇談会」等で指導を行う
- (2) 年間教育計画から、体験型指導となるものを実施する
- (3) 統括運行管理者を軸として、必要な知識・技能教育の実施
- (4) 高齢者(65歳以上)を対象とした特別教育（適齢診断を活用した指導）を実施する
- (5) 冬山研修及びバスの特性を理解した運転技能教習の実施

2025年度《長期非乗務運転者教育》

指導者 副所長

非乗務運転士復帰教育 横浜営業所
机上教育・5080号車点検等

2026年1月12日

適正診断フォローカウンセリング



年間指導12月分・事故事例の説明



危険予知予測トレーニング



運転姿勢確認



5080車両点検



5080車両点検



営業所付近



R357走行



新杉田産業道路



鎌倉街道



R1号青木橋



環状2号新横浜付近



ラポール敷地内



環状2号菅田付近下り坂



貸切運転者の長い下り坂走行訓練

長い坂道の上り走行及び下り走行での、適切なギア操作で排気ブレーキとフットブレーキの活用方法、下り坂でのフットブレーキ多用による起こるフェード現象やペーパーロック現象などを理解し、これらの現象を防止した運転方法、発生時の復帰方法などを指導する

研修対象運転者

貸切選任2年未満の運転士2名を教育する

教育車両

横須賀営業所 177号車 (12m) マニュアル車

【行程表】

9:15	9:30	10:05
車庫	横浜横須賀道路 (佐原IC)	保土ヶ谷バイパス
		東名 (横浜町田IC)
10:20	10:45—11:00	12:05—12:15
小田原厚木道路 (厚木IC)	小田原PA	湯本
		箱根峠
		箱根新道
12:35	13:15—14:10	
湯本 (運転士交替)	箱根峠	芦ノ湖
		箱根新道

小田原厚木道路 ——— 東名 ——— 横浜町田IC ——— 保土ヶ谷バイパス

15:30 15:50 16:00
横浜横須賀道路 ——— 佐原IC ——— 車庫

箱根新道下り



箱根新道下り(緊急退避所の確認)



◇ 添乗指導者経歴

指導者 1

- 京浜急行バス在籍
 - ・ 大型バス運転士24年間
 - ・ 運行管理職業務 9年間
 - ・ 添乗指導及び事故審議担当を3年間従事
- 2022年より 東洋観光にて初任運転者教育及び安全教育を担当し現在に至る

指導者 2

- 京浜急行バス在籍
 - ・ 大型バス運転士24年間
 - ・ 研修教育センター教官 8年間従事
- 2026年1月より 東洋観光にて初任運転者教育及び安全教育を担当し現在に至る

2025年度 バス非常口脱出訓練



2025年度 消火訓練



2025年度 ドライブレコーダー教育（自身映像・共有映像）



2025年度 冬山研修

実施日 2026年1月5日（月）夜行～1月6日（火）

行先 長野県志賀高原方面

期日（曜）	行	程	宿泊（食事）場所		
1/5 （月）	21:00 発	21:45	22:20～22:35		
	横須賀営業所＝衣笠 IC＝横横＝並木 IC＝横浜営業所＝並木 IC＝横横＝狩場 IC＝横浜 IC＝東名＝海老名 SA（休）＝				
1/6 （火）	0:10～0:25	1:40～1:55			
	圏央道＝関越道＝上里 SA（休）＝上信越道＝松井田 IC＝碓氷バイパス＝軽井沢（休）＝18号＝小諸 IC＝上信越道＝				
	2:40～2:55	4:25～5:25	5:50～6:30	7:00～8:00	
	東部湯の丸 SA（休）＝信州中野 IC＝湯田中（チェーン着装）＝志賀方面（走行研修）＝熊の湯（朝食）＝				
	9:00～10:40	11:10～11:40	13:00～14:00		
	志賀高原方面（走行研修）＝信州フルーツランド（休）＝信州中野 IC＝上信越道＝横川 SA（車中昼食）＝				
	15:10～15:25	16:20～16:35			
	上信越道＝関越道＝高坂 SA（休）＝圏央道＝東名＝海老名 SA（休）＝横浜 IC＝狩場 IC＝横横＝並木 IC＝				
	17:20	18:00			
	横浜営業所＝並木 IC＝横横＝衣笠 IC＝横須賀営業所				



タイヤチェーン装着



峠の長い下り坂



4) 【外部機関】

- 指導及び監督のための専門的な知識・技術並びに場所を有する専門的な機関による研修に、積極的に参加する
- (1) 運転技能に関する実車訓練の実施
 - ・ ひたちなか安全運転研修
 - ・ 北海道サロマ湖冬山研修
- (2) 適性診断の受診（初任診断・一般診断・適齢診断・特定診断）
- (3) 救命救急法講習
- (4) その他、外部機関での、研修・講習等の利用

5) 【苦情・事故惹起者を対象にした教育】

- (1) 本社運輸担当者を交えた事故、苦情報告の究明調査を実施
- (2) 事故、苦情発生の内容により、以下の再発防止指導を行う
 - ・ 事故再発防止カウンセリング
 - ・ 教育期間を設けた机上及び技能教育
 - ・ 特定運転者に対し、特別な指導を実施しなければならない事故惹起者には適性診断(特定Ⅰ・Ⅱ)を受診させる
 - ・ 前年度事故惹起者に対して事故再発防止教育の実施

6) 【運行管理者】

- (1) 運行管理者一般講習の完全受講
- (2) 運輸安全マネジメントに関する外部講習の受講（ガイドラインセミナー・リスク管理・内部監査・防災マネジメント・リスク感受性）
- (3) 運行管理業務の実務研修（適性診断活用講座）
- (4) 運行管理者の点呼実施・運行業務における指導教育の徹底
- (5) グループ会社、他機関等の教育研修に積極的に参加する

運輸安全マネジメントセミナー受講者

独立行政法人 自動車事故対策機構

	ガイドライン	リスク管理	内部監査	防災マネジメント	リスク感受性
本社勤務者	9名	9名	8名	7名	3名
営業所勤務者	4名	3名	3名	3名	2名

6. 2026年度 防災への取組

- (1) 消防・災害・非常事態発生・消防計画に基づくなどして避難訓練等実施
- (2) 安否確認訓練の実施
- (3) 運転者のための各地域の避難場所を作成したマニュアルをバスに携帯させる
- (4) 防災時の行動を明確にし、周知する
- (5) 防災意識を高めるためのセミナー等（通信型）に参加する

2025年度 避難訓練



7. 輸送の安全に関する運輸安全マネジメント評価

- (1) 第1回 運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 関東運輸局
 - 評価日 2017年10月11日
 - (2) 第2回 運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 関東運輸局
 - 評価日 2025年11月17日～11月19日
 - (1) 第1回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 評価日 2017年7月3日～4日
 - (2) 第2回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
 - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 評価日 2019年3月6日～7日
- NASVA運輸安全マネジメント評価後のフォロー実施
- 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
 - 実施日 2019年4月23日

(3) 第3回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施

- 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
- 評価日 2022年10月4日～5日

8. 運輸安全マネジメント内部監査及び内部点検実施

(1) 運輸安全マネジメント内部監査

- 監査指示者：東洋観光株式会社 安全統括管理者

○ 指名監査機関：京浜急行バス株式会社

[実施日]

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 2016年 3月24日 (2015年度) | ⑥ 2021年 3月26日 (2020年度) |
| ② 2017年 3月29日 (2016年度) | ⑦ 2022年 3月30日 (2021年度) |
| ③ 2018年 3月13日 (2017年度) | ⑧ 2023年 2月28日 (2022年度) |
| ④ 2019年 3月19日 (2018年度) | ⑨ 2024年 3月 8日 (2023年度) |
| ⑤ 2020年 4月16日 (2019年度分) | |

○ 指名監査機関：SOMPOリスクマネジメント株式会社

- ⑩ 2025年 3月25日 (2024年度)
- ⑪ 2026年 3月 4日 (2025年度)

(2) 自社内部点検

- 監査指示者：安全統括管理者
- 指名監査人：本社 営業部・総務部
- 実施場所：横須賀営業所 / 横浜営業所

[実施日]

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 2010年12月17日 | ⑩ 2019年 3月20日 |
| ② 2011年12月 8日 | ⑪ 2020年 2月12日 |
| ③ 2012年12月 6日 | ⑫ 2021年 1月28日 |
| ④ 2013年12月 6日 | ⑬ 2022年 2月 9日 |
| ⑤ 2014年12月 4日 | ⑭ 2023年 2月 9日 |
| ⑥ 2015年12月11日 | ⑮ 2024年 2月 8日 |
| ⑦ 2016年12月11日 | ⑯ 2025年 2月 5日 |
| ⑧ 2017年12月 8日 | ⑰ 2026年 2月12日 |
| ⑨ 2018年 実施なし | |



安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る事業活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長(以下「社長」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部点検を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること
- (4) 輸送に安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること
- (5) 輸送に安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

- 2 京浜急行バスのグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、体制の構築等必要な措置を講じる
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、自らが選任した安全統括管理者の意見を尊重する
- 4 社長は、輸送の安全確保するための業務の実施および管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 運輸担当は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全確保に関する事項を統括する
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督をする
 - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障をおよぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時、内部点検を行い社長に報告をすること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う
- 4 社長は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、または届出を行う

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部点検)

第15条 社長は、自らまたは安全統括管理者が指名する実施責任者が、安全マネジメントの実施状況等を把握するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められた場合には、緊急に輸送に関する内部点検を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部点検等が終了した場合には、その結果を改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または、前条の内部点検の結果や、改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる

(情報の公開)

第17条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則第二条に基づく事故情報、その他安全に関する情報について、毎事業度に外部に対し

公表する。

2 社長は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のため講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する

(輸送に関する記録の管理等)

第18条 本規則は業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録、および保存の方法を定め保存する

付則

この規則は、平成20年4月1日から実施する。

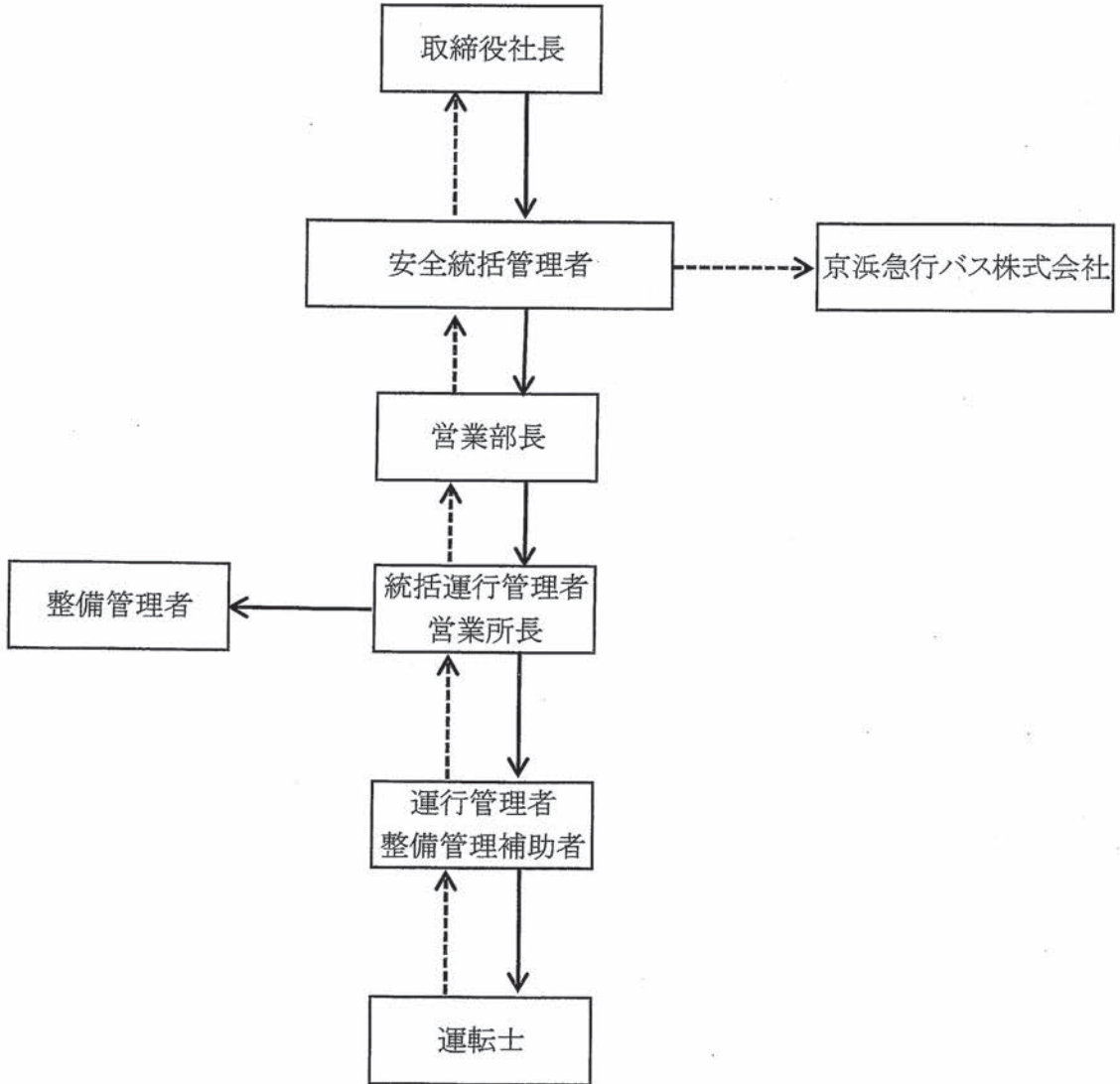
平成30年8月16日 改定(重大事故・災害時連絡体制図)

令和3年11月1日 改定(安全管理規程一部 指揮命令系図)

令和5年10月16日 改定(安全管理体制図・重大事故災害時連絡体制図)

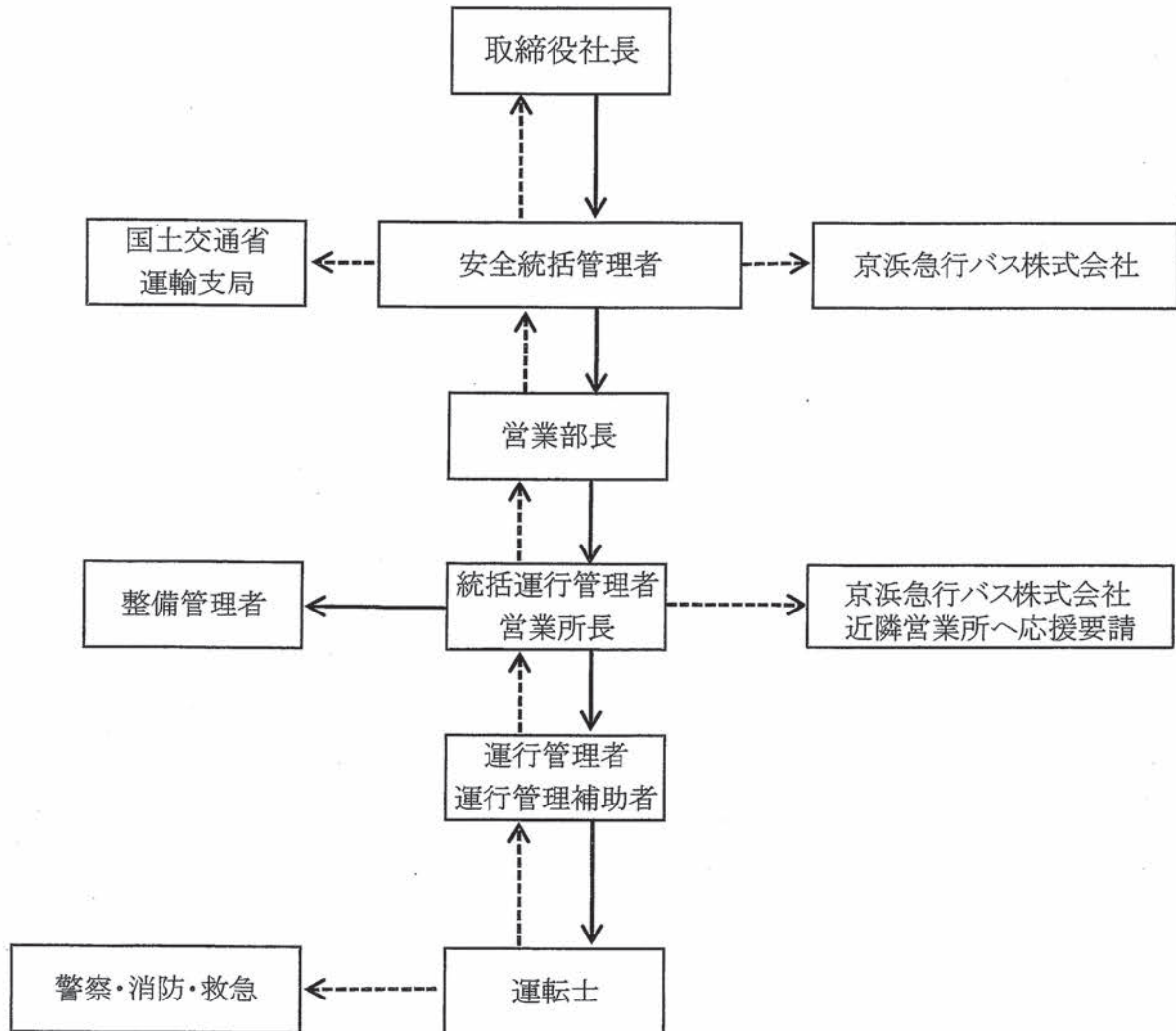
東洋観光株式会社

安全管理体制組織図



東洋観光株式会社

重大事故・災害発生時連絡体制図



(注)

事故等によりその職務を遂行できない者が生じた場合
次席に相当する者が臨時にその職務を遂行する。



令和 5年10月25日

関東運輸局長 勝山 潔 殿
(国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿)

横須賀市久里浜7丁目6番地1
東洋観光株式会社
取締役社長 森 明裕

安全管理規程設定（変更）届出書

このたび、安全管理規程を設定（変更）したので、道路運送法第22条の2第1項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
東洋観光株式会社
横須賀市久里浜7丁目6番地1
取締役社長 森 明裕
- 2 実施予定日
令和 5年10月16日
- 3 変更した事項
安全管理体制組織図及び重大事故・災害発生時連絡体制図の変更
- 4 変更を必要とする理由
安全統括管理者変更に伴い、組織図及び連絡体制図に変更が生じたため

添付書類1 設定（変更）した安全管理規程
添付書類2 変更した組織図・連絡体制図

